

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 大館桂工業株式会社
法人番号 : 4410001005936
業者の住所 : 秋田県大館市御成町 3 - 7 - 1 7

2 指名停止の期間
令和 7 年 9 月 16 日～令和 7 年 10 月 15 日（1 か月）

3 指名停止の措置対象地区
東北地区

4 事実概要

令和 4 年 5 月 27 日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、大館桂工業株式会社の現場代理人ほか 2 名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和 7 年 4 月 21 日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、同年 6 月 24 日、大館桂工業株式会社に対し罰金 20 万円、現場代理人ほか 2 名に対し罰金 10 万円の判決が確定した。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 15 号（下記参照）に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)